

◎新潟県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 3級基準点測量
- 2 作業期間 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県東蒲原郡阿賀町平堀地区